



茨城県報

第 1 4 2 6 号

平成14年12月19日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
● 恩給法により茨城県知事の管掌に係る恩給給与細則の一部を改正する規則（職員課）	2
● 茨城県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童福祉課）	2
告 示	
● 湖沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型（環境対策課）	5
● 指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準の廃止（霞ヶ浦対策課）	5
● 医療機関の指定及び廃止（厚生指導課）	5
● 救急告示病院の申出の撤回（医療整備課）	9
● 救急告示診療所の認定（医療整備課）	9
● 救急医療協力機関の指定取消し（医療整備課）	9
● 指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）	9
● 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課）	10
● 更正医療を担当する医療機関の指定（障害福祉課）	11
● 指定医療機関の内容変更（障害福祉課）	11
● 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（商業流通課）	11
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（商業流通課）	14
● ふ化業者の登録（畜産課）	16
● 特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出（漁政課）	16
● 茨城県建設工事入札参加資格審査要項の一部改正（監理課）	16
● 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項の一部改正（監理課）	28
● 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）	29
● 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）	30
● 土地改良事業の認可（2件）（土地改良事務所）	30
● 土地改良事業に対する同意（2件）（土地改良事務所）	30
（公 安 委 員 会）	
● 犯罪被害者等早期援助団体の指定	31
公 告	
● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）	31
● 平成15年歯科技工士試験の実施（厚生指導課）	32
● 地籍調査の成果認証（農村環境課）	35
● 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催（都市計画課）	35

● 開発行為の工事完了 (建築指導課)	39
---------------------------	----

訓 令

(議 会 事 務 局)

● 茨城県議会請願陳情取扱規程の一部を改正する訓令	39
---------------------------------	----

規 則

茨城県規則第81号

恩給法により茨城県知事の管掌に係る恩給給与細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

恩給法により茨城県知事の管掌に係る恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給法により茨城県知事の管掌に係る恩給給与細則 (昭和46年茨城県規則第54号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公立学校職員等の恩給受給権の裁定委任に関する規則 (昭和28年茨城県規則第44号) の規定により茨城県教育委員会」を「公立学校の教育職員等の恩給等を受ける権利の裁定の委任に関する規則 (平成14年茨城県規則第76号) の規定により教育委員会」に改める。

様式第 2 号中「支払い」を「支払」に、「振り替え下さい」を「振り替えてください」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「三の丸 1 丁目 5 - 38」を「笠原町978番 6」に改める。

様式第 3 号中「□□□ - □□」を削る。

様式第 4 号中「支払い」を「支払」に、「口座振替払い」を「口座振替払」に、「または」を「又は」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第82号

茨城県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

茨城県母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和45年茨城県規則第34号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第29条」の次に「及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成14年政令第207号。以下「改正政令」という。) 附則第 4 条第10項」を加える。

第 2 条第12号を次のように改める。

(12) 特例児童扶養資金の貸付申請にあつては、平成14年 7 月分及び貸付申請の日の属する月分の児童扶養手当の額が確認できる児童扶養手当法施行規則 (昭和36年厚生省令第51号) 第16条第 1 項の規定による児童扶養手当証書の写し

第 2 条第13号中「という。)」の次に「の貸付申請」を加える。

第 4 条中「第 8 条第 1 項」の次に「(改正政令附則第 4 条第10項において準用する場合を含む。)」を加える。

第 6 条第 1 項中「児童」の次に「である場合」を加える。

第 9 条第 1 項中「、修業資金又は児童扶養資金」を「若しくは修業資金又は特例児童扶養資金」に改め、「第 6 条」の次に「又は改正政令附則第 4 条第 2 項」を加える。

第11条第 1 項中「第11条」の次に「又は改正政令附則第 4 条第 6 項」を加える。

第13条中「第15条」の次に「(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び令第12条」を「、令第12条(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)」若しくは改正政令附則第4条第6項に改める。

第13条の2第1項中「第6項」を「改正政令附則第4条第5項」に改める。

第14条第1項中「第18条第1項」の次に「又は改正政令附則第4条第8項」を加え、同条第3項中「第18条第1項」を「第18条第1項第1号」に、「支払い」を「支払」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第4項中「又は第3号」を削り、「による支払猶予の期間は、前項の規定にかかわらず」を「により支払を猶予する期間は」に改め、同条に次の1項を加える。

5 改正政令附則第4条第8項の規定により支払を猶予する期間は、入学の日から卒業の日までの期間に相当する期間とする。

第20条中「第1項に規定する児童扶養資金に係る部分及び同項ただし書」を「第1項ただし書」に、「第13条まで、第13条の2(第1項に規定する令第7条第6項に係る部分を除く。)」及び第14条」を「第13条の2まで、第14条(第5項を除く。)」及び第15条」に改め、同条の表第4条の項中欄中「第8条第1項」の次に「(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第6条第1項の項中欄中「令第8条第1項」を「保証人」に改め、同項右欄中「第8条第1項」の次に「の保証人」を加え、同表第6条第2項の項中「又は」を「及び」に改め、

「

第9条第1項	令第6条	令第27条	を
--------	------	-------	---

」

「

第9条第1項	若しくは修業資金又は特例児童扶養資金	又は修業資金	に
	令第6条又は改正政令附則第4条第2項	令第27条	

」

改め、同表第11条の項中欄中「第11条」の次に「又は改正政令附則第4条第6項」を加え、同項右欄中「並びに第4項」を削り、同表第13条の項中欄中「第15条」の次に「(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び第12条」を「、第12条(改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。)」若しくは改正政令附則第4条第6項に改め、同項右欄中「及び」を「(第2項第2号及び第3号を除く。)」又はに改め、同表第13条の2第1項の項中「及び第6項」を「又は改正政令附則第4条第5項」に改め、

「

第14条第1項及び第3項	令第18条第1項	令第29条において準用する令第18条第1項	を
--------------	----------	-----------------------	---

」

「

第14条第1項	令第18条第1項又は改正政令附則第4条第8項	令第29条において準用する令第18条第1項	に
第14条第3項	令第18条第1項第1号	令第29条において準用する令第18条第1項第1号	

」

改め、同表第14条第4項の項中「又は第3号」を削る。

様式第1号中「・児童扶養」を「・特例児童扶養」に、「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改め、「上段及び下段それぞれ1つずつ」を削り、「返済方法」の下段」を「納入方法」に改め、「及び9」を削り、「児童扶養福祉資金申請書のみ」を「特例児童扶養資金を借り受ける場合に」に改める。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 7 条第 3 項, 第20条)

貸付番号 第 号

保 証 人 変 更 届

次の理由により保証人を変更いたしましたから, 連帯保証書を添付してお届けいたします。

旧 保 証 人	氏 名							
新 保 証 人	ふ り が な 氏 名			生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日			
				借受者との関係				
	郵便番号	-		電話番号	()			
	ふ り が な 住 所	都 道 府 県					市 区 郡	区 町 村
	人	職 業 及 び 勤 務 先 等	職業			勤務先		
住所					電話番号	()		
資産・負債								
変更の理由								

年 月 日

借受者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

茨城県知事

殿

様式第23号中「次の」を「，次の」に，「母子及び寡婦福祉法施行令第15条，同令第29条において準用する同令第15条第 号」を「 第 条第 号」に，「下記」を「，下記」に改める。

様式第24号中「次の」を「，次の」に，「母子及び寡婦福祉法施行令第11条及び第12条第 号（令第29条において準用する第11条及び第12条第 号）」を「 第 条第 号」に，「既に」を「，既に」に，「貸付け」を「，貸付け」に改める。

様式第25号中「支払いを」を「支払を」に，「支払い猶予」を「支払猶予」に改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1609号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項の規定に基づき，平成11年茨城県告示第162号で告示した牛久沼水域が該当する水域類型を次のとおり改め，平成15年 1 月 1 日から施行する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

牛久沼水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

水 域 名	水域の範囲	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成18年度)
牛久沼	牛久沼全域	B	段階的に暫定目標を達成しつつ，環境基準の可及的速やかな達成に努める。	C O D 8.6mg / l
		(ただし，全窒素の項目の基準値は適用しない。)	同上	全りん 0.06mg / l

(注) 該当類型の欄は，水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表 2 (2)湖沼 ア及びイの表の類型を示す。

茨城県告示第1610号

指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準（昭和62年茨城県告示第1022号）は，平成14年12月31日限り廃止する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について，次のとおり指定及び廃止したので，同条第55条の 2 の規定に基づき告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
0241053 今川薬局日立田尻店	日立市田尻町 3 - 23 - 5	調剤	今川薬品株式会社	平成14年 10月31日	廃止
0241277 今川薬局 日立田尻店	日立市田尻町 3 - 23 - 5	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0241129 今川薬局日立久慈店	日立市久慈町 3 - 6 - 17	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
02441285 今川薬局 日立久慈店	日立市久慈町 3 - 6 - 17	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0540322 今川薬局石岡店	石岡市石岡大砂原10528 - 43	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0540421 今川薬局 石岡店	石岡市石岡大砂原10528 - 43	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0840110 調剤薬局今川米町店	龍ヶ崎市六斗蒔8655	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0840375 今川薬局 龍ヶ崎市米町店	龍ヶ崎市六斗蒔8655	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
1140213 今川薬局水海道店	水海道市新井木町122 - 10	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
1140270 今川薬局 水海道店	水海道市新井木町122 - 10	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
1540289 今川薬局北茨城店	北茨城市中郷町上桜井2535	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
1540321 今川薬局 北茨城店	北茨城市中郷町上桜井2535	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
1940125 今川薬局牛久店	牛久市柏田町1583 - 6	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
1940315 今川薬局 牛久店	牛久市柏田町1583 - 6	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040081 調剤薬局今川竹園店	つくば市竹園 3 - 641 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041220 今川薬局 つくば竹園店	つくば市竹園 3 - 641 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040388 今川薬局つくば天久保店	つくば市天久保 1 - 1 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041238 今川薬局 つくば天久保 店	つくば市天久保 1 - 1 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040412 今川薬局つくば上横場店	つくば市上横場2573 - 128	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041246 今川薬局 つくば上横場 店	つくば市上横場2573 - 128	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040578 今川薬局つくば篠崎店	つくば市篠崎蛭田岡503 - 2	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止

コ 名	ド 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
2041253 今川薬局	つくば篠崎店	つくば市篠崎蛭田岡503 - 2	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040636 今川薬局	つくば二の宮 店	つくば市二の宮 2 - 5 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041261 今川薬局	つくば二の宮 店	つくば市二の宮 2 - 5 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040784 今川薬局	つくば学園店	つくば市上横場2365 - 3	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041279 今川薬局	つくば学園店	つくば市上横場2365 - 3	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2240244 今川薬局	鹿嶋店	鹿嶋市宮中 7 - 6 - 6	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2240301 今川薬局	鹿嶋店	鹿嶋市宮中 7 - 6 - 6	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
3240193 今川薬局	友部中央店	西茨城郡友部町鯉淵6526 - 91	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
3240441 今川薬局	友部中央店	西茨城郡友部町鯉淵6526 - 91	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
3640806 今川薬局	波崎店	鹿島郡波崎町豊ヶ崎8966 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
3640913 今川薬局	波崎店	鹿島郡波崎町豊ヶ崎8966 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2340069 今川薬局	潮来店	潮来市辻416 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2340127 今川薬局	潮来店	潮来市辻416 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
4440172 今川薬局	藤代店	北相馬郡藤代町岡1462 - 5	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
4440412 今川薬局	藤代店	北相馬郡藤代町岡1462 - 5	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2440067 今川薬局	守谷店	守谷市立沢981 - 7	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2440182 今川薬局	守谷店	守谷市立沢981 - 7	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
3140526 今川薬局	常北店	東茨城郡常北町石塚1341	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
3140591 今川薬局	常北店	東茨城郡常北町石塚1341	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0840276 今川薬局	佐貫店	龍ヶ崎市馴柴町 1 区15 - 5	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0840383 今川薬局	佐貫店	龍ヶ崎市馴柴町 1 区15 - 5	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定

コ ー ド 名	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0142160 今川薬局 水戸双葉台店	水戸市開江町字向井原224 - 4	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0142319 今川薬局 水戸双葉台店	水戸市開江町字向井原224 - 4	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
4440396 今川薬局 藤代中央店	北相馬郡藤代町下萱場1300	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
4440420 今川薬局 藤代中央店	北相馬郡藤代町下萱場1300	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
3140567 今川薬局 小川店	東茨城郡小川町中延644 - 2	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
3140609 今川薬局 小川店	東茨城郡小川町中延644 - 2	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
3640863 今川薬局 波崎土合店	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 8762 - 37	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
3640921 今川薬局 波崎土合店	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 8762 - 37	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
1540305 今川薬局 北茨城磯原店	北茨城市磯原町磯原 2 - 291	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
1540339 今川薬局 北茨城磯原店	北茨城市磯原町磯原 2 - 291	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0840342 今川薬局 龍ヶ岡店	龍ヶ崎市市中里 1 - 1 - 12	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0840409 今川薬局 龍ヶ岡店	龍ヶ崎市市中里 1 - 1 - 12	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2040891 今川薬局 つくば北条店	つくば市北条5117	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041287 今川薬局 つくば北条店	つくば市北条5117	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
2041089 今川薬局 つくば谷田部 店	つくば市谷田部1564 - 3	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
2041295 今川薬局 つくば谷田部 店	つくば市谷田部1564 - 3	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0142087 今川薬局 水戸赤塚店	水戸市赤塚 1 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0142301 今川薬局 水戸赤塚店	水戸市赤塚 1 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定
0840292 今川薬局 南佐貫店	龍ヶ崎市南中島町117 - 1	調剤	今川薬品株式会 社	平成14年 10月31日	廃止
0840391 今川薬局 南佐貫店	龍ヶ崎市南中島町117 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成14年 11月 1 日	指定

~~~~~

## 茨城県告示第1612号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である次の病院については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称               | 所 在 地         |
|-------------------|---------------|
| 水 戸 中 央 脳 外 科 病 院 | 水戸市千波町254 - 1 |

## 茨城県告示第1613号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急診療所である。

なお、当該診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成17年12月18日である。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称           | 所 在 地         |
|---------------|---------------|
| 水 戸 中 央 脳 外 科 | 水戸市千波町254 - 1 |

## 茨城県告示第1614号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称     | 所 在 地    |
|---------|----------|
| 大 崎 医 院 | 潮来市牛堀122 |

## 茨城県告示第1615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称       | 事業所の名称       | 事業所の所在地         | サービスの種類等        | 指 定<br>年月日     |
|--------------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 株式会社 メデカジャパン | 岩瀬ケアセンター そよ風 | 西茨城郡岩瀬町岩瀬30 - 2 | 通所介護            | 平成14年<br>12月2日 |
| 株式会社 メデカジャパン | 岩瀬ケアセンター そよ風 | 西茨城郡岩瀬町岩瀬30 - 2 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成14年<br>12月2日 |

## 茨城県告示第1616号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 番号 | 医 療 の 種 類              | 診療科目                                     | 氏 名    | 医 療 機 関 名              | 所 在 地                  | 指 定<br>年月日      |
|----|------------------------|------------------------------------------|--------|------------------------|------------------------|-----------------|
| 1  | 視覚                     | 眼科                                       | 菊池 俊彦  | 医療法人社団協栄会<br>大久保病院     | 水戸市石川4 - 4040 - 32     | 平成14年<br>11月21日 |
| 2  | 聴覚・平衡・音声・<br>言語・そしゃく機能 | 耳鼻咽喉科                                    | 瀬成田雅光  | 国立水戸病院                 | 水戸市東原3 - 2 - 1         | 平成14年<br>11月21日 |
| 3  | 聴覚・平衡・音声・<br>言語・そしゃく機能 | 耳鼻咽喉科                                    | 湯川久美子  | 東京医科大学霞ヶ浦<br>病院        | 稲敷郡阿見町中央<br>3 - 20 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 4  | 肢体不自由                  | 脳神経外科                                    | 高木 憲一  | 医療法人社団協栄会<br>大久保病院     | 水戸市石川4 - 4040 - 32     | 平成14年<br>11月21日 |
| 5  | 肢体不自由                  | 内科・胃腸<br>科                               | 安東 治彦  | 医療法人 安東クリ<br>ニック       | 日立市水木町2 - 3 - 8        | 平成14年<br>11月21日 |
| 6  | 肢体不自由                  | 内科                                       | 宮田 雄平  | 医療法人竜仁会 牛<br>尾病院       | 龍ヶ崎市馴柴町<br>1区15 - 1    | 平成14年<br>11月21日 |
| 7  | 肢体不自由                  | 小児科・内<br>科                               | 小田切美知子 | 神里医院                   | 笠間市笠間1286              | 平成14年<br>11月21日 |
| 8  | 肢体不自由                  | 内科・皮膚<br>科・リハビリ<br>テーション<br>科            | 川原田晴通  | 医療法人愛正会 や<br>すらぎの丘温泉病院 | 高萩市下手綱1951 - 6         | 平成14年<br>11月21日 |
| 9  | 肢体不自由                  | 外科・内科<br>・胃腸科・<br>小児科                    | 中山 公彦  | 中山医院                   | 下妻市中郷185               | 平成14年<br>11月21日 |
| 10 | 肢体不自由                  | リハビリテ<br>ーション科                           | 西野 誠一  | 東京医科大学霞ヶ浦<br>病院        | 稲敷郡阿見町中央<br>3 - 20 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 11 | 心臓                     | 循環器内科                                    | 田中 啓治  | 医療法人社団協栄会<br>大久保病院     | 水戸市石川4 - 4040 - 32     | 平成14年<br>11月21日 |
| 12 | 心臓                     | 循環器科                                     | 山田 眞   | 医療法人大終会 大<br>山胃腸科外科病院  | 常陸太田市塙町3521            | 平成14年<br>11月21日 |
| 13 | 心臓                     | 内科・外科<br>・整形外科<br>・小児科・<br>皮膚科・耳<br>鼻咽喉科 | 許斐 康司  | 医療法人仁二会 高<br>橋医院       | 岩井市岩井4595              | 平成14年<br>11月21日 |
| 14 | 心臓                     | 小児科                                      | 高橋 実穂  | 筑波大学附属病院               | つくば市天久保<br>2 - 1 - 1   | 平成14年<br>11月21日 |
| 15 | 心臓                     | 心臓血管外<br>科                               | 近沢 元太  | 東京医科大学霞ヶ浦<br>病院        | 稲敷郡阿見町中央<br>3 - 20 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 16 | 呼吸器                    | 内科                                       | 五味淵太平  | 五味淵内科医院                | 水戸市堀町1133 - 52         | 平成14年<br>11月21日 |
| 17 | 呼吸器                    | 呼吸器内科                                    | 日野 光紀  | 医療法人社団協栄会<br>大久保病院     | 水戸市石川4 - 4040 - 32     | 平成14年<br>11月21日 |
| 18 | 呼吸器                    | 呼吸器科                                     | 富岡真一郎  | 医療法人財団古宿会<br>水戸中央病院    | 水戸市柳町1 - 15 - 1        | 平成14年<br>11月21日 |
| 19 | 呼吸器                    | 内科                                       | 飯島 弘晃  | きぬ医師会病院                | 水海道市新井木町13 - 3         | 平成14年<br>11月21日 |
| 20 | 呼吸器                    | 呼吸器内科                                    | 坂本 透   | 筑波大学附属病院               | つくば市天久保<br>2 - 1 - 1   | 平成14年<br>11月21日 |

| 番号 | 医 療 の 種 類 | 診療科目  | 氏 名   | 医 療 機 関 名             | 所 在 地                | 指 定<br>年月日      |
|----|-----------|-------|-------|-----------------------|----------------------|-----------------|
| 21 | 呼吸器       | 小児科   | 杉浦 正俊 | 筑波大学附属病院              | つくば市天久保<br>2 - 1 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 22 | 呼吸器       | 呼吸器内科 | 大塚 盛男 | 筑波大学附属病院              | つくば市天久保<br>2 - 1 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 23 | 呼吸器       | 内科    | 谷仲 一郎 | 猿島赤十字病院               | 総和町上辺見1300 - 13      | 平成14年<br>11月21日 |
| 24 | じん臓       | 泌尿器科  | 小倉 泰伸 | 総合病院 水戸協同<br>病院       | 水戸市宮町 3 - 2 - 7      | 平成14年<br>11月21日 |
| 25 | じん臓       | 小児外科  | 雨海 照祥 | 筑波大学附属病院              | つくば市天久保<br>2 - 1 - 1 | 平成14年<br>11月21日 |
| 26 | ぼうこう・直腸   | 外科    | 植田 貴徳 | 医療法人社団光仁会<br>総合守谷第一病院 | 守谷市松前台 1 - 17        | 平成14年<br>11月21日 |

## 茨城県告示第1617号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地              | 担当すべき医療の種類 | 指 定 年 月 日    |
|---------------|--------------------|------------|--------------|
| ひたち南薬局        | 日立市久慈町 7 - 19 - 13 | 薬局（調剤）     | 平成14年12月 1 日 |
| 土浦調剤薬局        | 土浦市下高津 1 - 21 - 50 | 薬局（調剤）     | 平成14年12月 1 日 |

## 茨城県告示第1618号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療を主として担当する医師の変更

| 医療機関名称，所在地                     | 担当する医療の種類 | 主として担当する医師の氏名 |         |
|--------------------------------|-----------|---------------|---------|
|                                |           | 変 更 前         | 変 更 後   |
| 総合病院 取手協同病院<br>取手市本郷 4 - 1 - 1 | 腎臓に関する医療  | 大和田 章         | 前 田 益 孝 |

## 茨城県告示第1619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 株式会社津久浦産業  
代表取締役 津久浦 雄 二  
鹿島郡波崎町7142番地
- (2) 株式会社ワンダーコーポレーション  
代表取締役 小 林 哲 美  
つくば市西大橋599番地の 1

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カスミ波崎店  
鹿島郡波崎町大字本郷新田8473番地 3 号
- (2) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,823㎡  
(変更後) 3,082㎡
  - イ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 面積 105㎡  
(変更後) 面積 83㎡
  - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 容量 57㎡  
(変更後) 容量 97㎡

(3) 変更する年月日

平成15年 7 月17日

(4) 変更する理由

来客の利便性要求に対し満足してもらうため。来客の安全性をより確保していくため。

3 届出年月日

平成14年11月15日

~~~~~  
茨城県告示第1620号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見

書を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 小 瀨 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ総和店

猿島郡総和町大字西牛谷字早稲田1086番地の 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年12月 5 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 瀨 裕 正
有限会社つくばドライ	結城市若宮10 - 29	星 野 栄 三
有限会社メル友	東京都江戸川区南小岩 7 - 7 - 5	熊 谷 賢 吾

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,180m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 240台

(イ) 駐輪場の収容台数 15台

(ウ) 荷さばき施設の面積 9 m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 67 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 3 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成14年12月 4 日

茨城県告示第1621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ランドロームフードマーケットもえぎ野台店

北相馬郡利根町もえぎ野台 2 丁目 1 番 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成14年 8 月 8 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

a 名称及び代表者氏名

アルファー都市開発株式会社

代表取締役 奈 良 忠 則

b 住所

神奈川県横浜市港北区新横浜 1 丁目13番地 3

(変更後)

a 名称及び代表者氏名

株式会社ランドロームジャパン

代表取締役 村 越 良 一

b 住所

千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7	村 越 良 一

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワッツ	大阪府東大阪市中鴻池町 2 - 1 - 64	近 石 弘

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7	村 越 良 一

ウ 届出年月日

平成14年 7 月24日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1622号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ多賀店

日立市東多賀町 5 丁目432番地 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 8 月 8 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分（一部午前 0 時）

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成14年 7 月22日

2 意見書提出者の意見

意 見 の 概 要	理 由
深夜の騒音発生増大の抑止	当該店舗周辺は準工業地域でありながら、住宅の多さは第 1 種住居専用地域同様である。 このため、閉店時刻を午前 0 時とすることは住環境に相当の影響があると予測される。店舗からの騒音ばかりではなく、青少年の非行防止、環境問題にも十分な対策を講じられたい。 更に、利便性追求よりも地球環境保全の観点から、企業は自覚して活動すべきである。 また、地域社会活動や、街並みづくりへの配慮を望む。
敷地境界の騒音レベルを基準値以下へ極小化すること	
ごみ・残滓、廃油等の減量化推進につとめ、万全の環境保全策を講ずること	
地域活動等への積極的参加	
良好な街づくりへの配慮	

茨城県告示第1623号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
北14 - 1	平成14年 11月19日	株式会社 古谷孵卵場 代表取締役 古 谷 徳 孝 那珂郡那珂町大字門部2640	株式会社 古谷孵卵場 代表取締役 古 谷 徳 孝 那珂郡那珂町大字門部2640

茨城県告示第1624号

北茨城加入区に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の 2 第 2 項に規定する要件に適合しているので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

北茨城市大津町384 丸徳漁業㈱
北茨城市大津町121 - 63 丸成漁業㈱

茨城県告示第1625号

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第473号）の一部を次のように改正する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 県内建設業者

- ア 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (建設工事) (様式第 1 号)
- イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- ウ 建設業労働災害防止協会加入証明書 (加入している者に限る。)
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ 建設工事入札参加資格調書 (様式第 2 号)
- カ ほ装工事に係る技術職員資格調書 (様式第 3 号) (ほ装工事に係る入札参加資格の審査を受けようとする者に限る。)
- キ 茨城県土木部が発行したアスファルトコンクリート合材混合所の指定に係る承認書又は変更承認書の写し (ほ装工事に係る入札参加資格の審査を受けようとする者であって当該施設を所有しているものに限る。)
- ク 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書

(2) 県外建設業者

- ア 前号アからキまでに掲げる書類
- イ 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書 (茨城県に納税義務がある者に限る。)
- ウ 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書 (茨城県に納税義務がない者に限る。)

第 6 条第 1 項第 3 号中ウを削り、エをウとし、同項第 4 号中ウを削り、エをウとし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の資格審査の申請をした者は、次の各号に掲げる区分に応じ、第 8 条第 1 項の決定がなされるまでの間に当該各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 県内建設業者

- ア 商号又は名称
- イ 代表者の氏名
- ウ 資本金
- エ 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号
- オ 一般建設業又は特定建設業の別
- カ 建設業の許可に係る建設工事の種類
- キ 建設業労働災害防止協会加入の有無
- ク 建設業退職金共済制度加入の有無
- ケ 法定外労働災害補償制度加入の有無
- コ 茨城県の指定を受けたアスファルトコンクリート合材混合所の所有の有無

(2) 県外建設業者

- ア 前号に掲げる事項
- イ 主たる営業所以外の営業所 (県内に在するものに限る。) の名称、所在地、郵便番号又は電話番号

(3) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体 共同企業体協定書に記載された事項

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の資格審査の申請をした者は、次の各号に掲げる区分に応じ、第 8 条第 1 項の決定がなされるまでの間に当該各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 県内建設業者及び県外建設業者

- ア 建設業の許可の取消し
- イ 建設業の許可の失効

ウ 営業の停止

エ 営業の休止又は廃止

(2) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体 構成員に係る前号に掲げる事由

第10条を次のように改める。

(変更等の届出)

第10条 有資格者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）（様式第8号）により知事に届け出なければならない。

(1) 県内建設業者

ア 商号又は名称

イ 代表者の氏名

ウ 資本金

エ 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号

オ 一般建設業又は特定建設業の別

カ 建設業の許可に係る建設工事の種類

キ 建設業労働災害防止協会加入の有無

ク 建設業退職金共済制度加入の有無

ケ 法定外労働災害補償制度加入の有無

コ 茨城県の指定を受けたアスファルトコンクリート合材混合所の所有の有無

(2) 県外建設業者

ア 前号に掲げる事項

イ 主たる営業所以外の営業所（県内に在するものに限る。）の名称、所在地、郵便番号又は電話番号

(3) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体 共同企業体協定書に記載された事項

2 有資格者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 県内建設業者及び県外建設業者 第6条第3項第1号に掲げる事由

(2) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体 構成員に係る第6条第3項第1号に掲げる事由

第12条第1項を次のように改める。

知事は、有資格者が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該有資格者の参加資格を取り消し、名簿から抹消することができる。

(1) 県内建設業者及び県外建設業者

ア 建設業の許可が取り消された場合

イ 建設業の許可が失効した場合

ウ 営業を廃止した場合

エ 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた場合

オ 銀行取引が停止される等経営状態が著しく不健全であると認められる場合

カ 申請書等に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実を記載しなかった場合

(2) 経常建設共同企業体

ア 前号オ及びカに掲げる場合

イ 解散した場合

ウ 構成員が前号に掲げる場合に該当する場合

(3) 特定建設工事共同企業体

ア 第 1 号才及びカに掲げる場合

イ 構成員が第 1 号に掲げる場合に該当する場合

様式第 2 号を次のように改める。

(裏面)

記載要領

- 1 で表示された枠 (以下「カラム」という。) に記入する場合は、1 カラムずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 2 「行政庁記入欄」は、記入しないこと。
- 3 「大臣・知事コード」の欄には、国土交通大臣の許可を受けているものは「00」を、茨城県知事の許可を受けている者は「08」を、他の都道府県知事の許可を受けている者は該当するコードをカラムに記入すること。「許可番号」の欄には、例えば 000123 のように、右詰めで記入し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 4 「審査基準日 (経営事項審査)」の欄には、入札参加資格申請書に添付する経営事項審査結果通知書に記載された審査基準日を記入し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 5 「主たる営業所の電話番号」の欄及び「電話番号」の欄には、市外局番、局番、及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、左詰めで記入すること。
- 6 「建災防の状況」の欄には、建設業労働災害防止協会加入証明書を提出した者は「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること。
- 7 「入札参加資格対象年度」の欄には、入札参加資格申請をしようとする対象年度を、例えば平成15・16年度であれば 15・16 のように記入すること。
- 8 「入札参加資格」の欄には、希望する資格に応じた「1」又は「2」のコードを記入すること。
- 9 「ほ装工事特別技術職員」の欄には、「入札参加資格希望業種 (コード)」の欄に 130 と記入した場合において、次に掲げる基準のいずれかを満たすときは「1」を、満たさないときは「0」をカラムに記入すること。
なお、常勤の判断基準日は申請日とする。
 - (1) 常勤の一級舗装施工管理技術者が1名以上いること。
 - (2) 常勤の二級舗装施工管理技術者が2名以上いること。
 - (3) 常勤の一級建設機械施工技士が1名以上いること。
 - (4) 常勤の二級建設機械施工技士のうち第三種、第四種又は第五種である者が1名以上いること。
 - (5) 常勤の一級土木施工管理技士が5名以上いること。
- 10 「アスファルトコンクリート合材混合所」の欄には、「入札参加資格希望業種 (コード)」の欄に 130 と記入した場合に限り、茨城県の指定を受けたアスファルトコンクリート合材混合所 (プラント) を自社所有している者は「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること。
- 11 「入札参加資格希望業種 (コード)」の欄には、入札参加を希望する業種について、経営事項審査結果通知書の「建設工事の種類」の欄の左側に記載された3桁の数字 (例えば土木一式工事は、010) を記入すること。ただし、プレストレスト・コンクリート工事 (011)、法面処理工事 (051) 及び 鋼橋上部工事 (111) については、記入しないこと。
- 12 「茨城県内の建設業法に規定する営業所」は、県外業者について、主たる営業所以外で茨城県内に建設業法に規定する営業所のある者のみ記入すること。
なお、当該営業所が複数ある場合には、そのうちの代表的な営業所を1ヶ所だけ記入すること。
- 13 「名称 (漢字)」の欄には、漢字で左詰めで記入すること。
- 14 「所在地 (都道府県コード)」の欄には、茨城県のコード (08) を記入すること。
- 15 「所在地 (大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及び - (ハイフン))」の欄には、大字名は漢字を用いて、丁目及び番地等はアラビア数字及び - (ハイフン) を用いて、左詰めで記入すること。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号

ほ装工事に係る技術職員資格調書

許 可 番 号	商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名	住 所	備 考
大 臣 〔 般 〕 知 事 〔 特 〕 第 号	印		

氏 名	生年月日	舗装施工管理技術者		建 設 機 械 施 工 技 士				土木施工管理技士	備 考
		一 級	二 級	一 級	二 級			一 級	
					三 種	四 種	五 種		
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								

(裏面)

記載要領

- 1 この様式は、ほ装工事（１３０）に係る入札参加資格の審査を受けようとする者に限り提出すること。
- 2 申請日現在において該当する常勤の有資格者を全員記入し、該当する資格の欄に○印を記入すること。
ただし、県外建設業者にあっては、次に掲げる基準のいずれかを満たす場合において、当該基準のいずれかを満たす最少の人数分のみ記入すること。
 - (1) 常勤の一級舗装施工管理技術者が１名以上いること。
 - (2) 常勤の二級舗装施工管理技術者が２名以上いること。
 - (3) 常勤の一級建設機械施工技士が１名以上いること。
 - (4) 常勤の二級建設機械施工技士のうち第三種、第四種又は第五種である者が１名以上いること。
 - (5) 常勤の一級土木施工管理技士が５名以上いること。
- 3 該当する者の全員の資格者証又は合格証明書の写し及び常勤性を確認できる書類（健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（社会保険事務所の受付日が申請日直近のものであること。）の写し等）を添付すること。
ただし、県外建設業者にあっては、上記２の例によること。

様式第5号中「住所（都道府県コード）」を「所在地（都道府県コード）」に、「住所（丁目・大字・字）」を「所在地（大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及び-（ハイフン）」に、「右詰めで記載」を「右詰めで記入」に、

「	鹿嶋市	2 2 2	」	を	「	鹿嶋市	2 2 2	」	に、
						潮来市	2 2 3		
						守谷市	2 2 4		
「	〃 大洗町	3 0 9	」	を	「	〃 大洗町	3 0 9	」	に、
	西茨城郡友部町	3 2 1	」						
「	西茨城郡岩間町	3 2 2	」	を	「	西茨城郡友部町	3 2 1	」	に、
						〃 岩間町	3 2 2		
「	行方郡麻生町	4 2 1	」	を	「	行方郡麻生町	4 2 1	」	に、
	〃 牛堀町	4 2 2	」			〃 北浦町	4 2 4		
	〃 潮来町	4 2 3	」						
	〃 北浦町	4 2 4	」						
「	稲敷郡苳崎町	4 4 5	」	を	「	稲敷郡新利根町	4 4 6	」	に、
	〃 新利根町	4 4 6	」			〃 河内町	4 4 7		
	〃 河内町	4 4 7	」						
「	〃 境町	5 4 6	」	を	「	〃 境町	5 4 6	」	に、「住所
	北相馬郡守谷町	5 6 1	」			北相馬郡藤代町	5 6 3		
	〃 藤代町	5 6 3	」						

（丁目・大字・字）の欄は、所在大字名等から漢字で左詰めにして記入すること。なお、番地等は - （ハイフン）を用いて記載すること。」を「所在地（大字名は漢字、丁目及び番地等はアラビア数字及び - （ハイフン）」の欄には、大字名は漢字を用いて、丁目及び番地はアラビア数字及び - （ハイフン）を用いて、左詰めで記入すること。」に、「記載すること」を「記入すること」に改める。

様式第 6 号中「共同施行」を「共同施工」に改める。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号

平成 ・ 年度 茨城県建設工事
入 札 参 加 資 格 決 定 通 知 書

〒

許可番号

-

行政庁記入欄

殿

建 設 工 事 の 種 類	資格区分		客観 点数	主 観 点 数					総 合 点 数
	一般	指名		工事 成績	ほう賞	指名 停止	監督 処分	計	
土木一式									
建築一式									
大工									
左官									
とび・土工・コンクリート									
石									
屋根									
電気									
管									
タイル・れんが・ブロック									
鋼構造物									
鉄筋									
ほ装									
しゅんせつ									
板金									
ガラス									
塗装									
防水									
内装仕上									
機械器具設置									
熱絶縁									
電気通信									
造園									
さく井									
建具									
水道施設									
消防施設									
清掃施設									

有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

平成 年 月 日

上記のとおり入札参加資格を決定したので通知する。

茨城県知事

(裏面)

入札参加資格について

表面の資格区分の一般又は指名の欄に記号が表示されている業種が茨城県の建設工事入札参加資格を有する業種です。

一般競争入札参加資格については、実際の工事発注に当たって更に施工に必要な資格要件が付されることがあるので、あらかじめ御了承願います。

なお、この通知書受領後に次に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、一般競争（指名競争）入札参加資格申請書変更届を提出してください。

(1) 県内建設業者の場合

- ア 商号又は名称
- イ 代表者の氏名
- ウ 資本金
- エ 主たる営業所の所在地、郵便番号又は電話番号
- オ 一般建設業又は特定建設業の別
- カ 建設業の許可に係る建設工事の種類
- キ 建設業労働災害防止協会加入の有無
- ク 建設業退職金共済制度加入の有無
- ケ 法定外労働災害補償制度加入の有無
- コ 茨城県の指定を受けたアスファルトコンクリート合材混合所の所有の有無

(2) 県外建設業者の場合

- ア (1)に掲げる事項
- イ 主たる営業所以外の営業所（県内に在するものに限る。）の名称、所在地、郵便番号又は電話番号

(3) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合

共同企業体協定書に記載された事項

また、次に掲げる事由が生じたときも、遅滞なく、届け出てください。

(1) 県内建設業者及び県外建設業者の場合

- ア 建設業の許可の取消し
- イ 建設業の許可の失効
- ウ 営業の停止
- エ 営業の休止又は廃止

(2) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合

構成員に係る(1)に掲げる事由

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成15年 5 月31日を有効期間の終期とする参加資格（入札に参加することができる資格をいう。）については、なお従前の例による。

茨城県告示第1626号

茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第474号）の一部を次のように改正する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第 6 条第 3 項第 5 号及び第10条第 1 項第 4 号中「その他の営業所」を「主たる営業所以外の営業所（県内に在するものに限る。）」に改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「消費税」の次に「及び地方消費税」を加える。

様式第 5 号中「●所在地 3（丁目・大字・字・番地・漢字）」を「●所在地 3（大字名は漢字，丁目及び地番等はアラビア数字及び -（ハイフン））」に改め，「●所在地（丁目・大字・字・番地・漢字）」を「●所在地（大字名は漢

字，丁目及び地番等はアラビア数字及び -（ハイフン））」に，

鹿嶋市	2 2 2
東茨城郡茨城町	3 0 2

を

「

鹿嶋市	2 2 2
潮来市	2 2 3
守谷市	2 2 4
東茨城郡茨城町	3 0 2

に，「

〃 大洗町	3 0 9
西茨城郡友部町	3 2 1

を

「

〃 大洗町	3 0 9
-------	-------

に，「

西茨城郡岩間町	3 2 2
---------	-------

を

「

西茨城郡友部町	3 2 1
〃 岩間町	3 2 2

に，「

行方郡麻生町	4 2 1
〃 牛堀町	4 2 2
〃 潮来町	4 2 3
〃 北浦町	4 2 4

を

「

行方郡麻生町	4 2 1
〃 北浦町	4 2 4

に，「

稲敷郡茎崎町	4 4 5
〃 新利根町	4 4 6
〃 河内町	4 4 7

を

「	稲敷郡新利根町	4 4 6		「	〃 境町	5 4 6	
	〃 河内町	4 4 7	に、		北相馬郡守谷町	5 6 1	を
			」		〃 藤代町	5 6 3	
							」
「	〃 境町	5 4 6	に改め、	「所在地 3 (丁目・大字・字・番地・漢字)」を	「所在地 3		
	北相馬郡藤代町	5 6 3					
			」				

(大字名は漢字、丁目及び地番等はアラビア数字及び - (ハイフン))」に、「所在地で市区町村名の後に続く部分について漢字で」を「大字名は漢字を用いて、丁目及び番地等はアラビア数字及び - (ハイフン)を用いて、)」に、「貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金 (又は新株申込証拠金)、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額)」を「貸借対照表における資本金、新株式払込金 (又は新株申込証拠金)、基本剰余金、利益剰余金、任意積立金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式、利益処分における準備金・積立金 (取崩しの場合は控除)、資本金及び次期繰越利益の額の合計額)」に改め、「実績高」の次に「(消費税及び地方消費税を除く。)」を加え、「登録部門ごとの年間実績」を「登録部門ごとの実績高 (消費税及び地方消費税を除いた千円単位 (千円未満は切り捨て) の金額)」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1627号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字村貫字久保 109番 5 地先から 結城郡八千代町大字村貫字久保 109番 5 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 7.5	20	
	新	最小 7.5		
		最大 10.0	20	歩 道 拡 幅
		最小 10.0		

茨城県告示第1628号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字下加賀田字弁戈 343番 3 地先から 西茨城郡友部町大字平町字北ノ久保 1108番 4 地先まで	旧	メートル		メートル	
		最大	29.8	1,140	
	新	最小	12.0		
		最大	35.5	1,140	現 道 拡 幅
		最小	13.0		

茨城県告示第1629号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき，平泉外十二入会土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 平泉外十二入会土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会65番地77
事 業 施 行 期 間 自 平成11年 2 月18日
至 平成17年 3 月31日
施 行 地 区 鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会字大野の一部
設立認可の年月日 平成11年 2 月18日
2 変更認可の年月日 平成14年12月19日

茨城県告示第1630号

平成14年 7 月29日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった横町下地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年12月 2 日認可した。

平成14年12月19日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第1631号

平成14年 7 月29日付けで豊田新利根土地改良区から申請のあった堂前中地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年12月 2 日認可した。

平成14年12月19日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第1632号

平成14年 7 月22日付けで桜川村長から協議のあった来栖 2 地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年12月 2 日同意した。

平成14年12月19日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第1633号

平成14年 7 月30日付けで美浦村長から協議のあった牛込地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年12月 2 日同意した。

平成14年12月19日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第11号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第 1 項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年12月19日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

1 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名 称 社団法人いばらき被害者支援センター
- (2) 住 所 茨城県水戸市見和 1 丁目411番地の16
- (3) 代表者の氏名 理事長 後 藤 武一郎

2 事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称 社団法人いばらき被害者支援センター事務局
- (2) 事務所の所在地 茨城県水戸市見和 1 丁目411番地の16

3 援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害等

4 指定年月日

平成14年12月 9 日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年 2 月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成14年12月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エコタウンほこた

3 代表者の氏名

坂 東 秀 樹

4 主たる事務所の所在地

茨城県鹿島郡鉾田町大字借宿2224番地83

5 定款に記載された目的

この法人は、鉾田町及びその周辺地域の産業、教育、文化、福祉、保健などあらゆる社会生活の領域に於いて、環境保全システムを組み込み、環境と経済の調和、環境保全と地域振興を両立し、持続可能な資源循環型地域社会を協働して創造することを目的とする。

●平成15年歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験期日

(1) 学説試験 平成15年 2 月18日 (火) 午前 9 時00分から

(2) 実地試験 平成15年 2 月19日 (水) 午前 9 時30分から

2 試験場所 茨城県水戸市見和2丁目292番地

茨城歯科専門学校

3 受験願書の受付期間及び受付場所等

(1) 受付期間等 平成15年 1 月27日 (月) から平成15年 1 月28日 (火) までの午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

(2) 受 付 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部厚生指導課

(3) 出願に関する書類を郵送（書留とすること。）する場合は、平成15年 1 月28日 (火) までの消印のあるものは有効とする。

(4) 出願に関する書類は、受理後返還しない。

4 受験資格

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成15年 3 月までに卒業見込みの者を含む。）

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成15年 3 月までに卒業見込みの者を含む。）

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国において歯科技工士免許を得た者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 出願に関する書類

(1) 受験願書（別紙様式）1 通

(2) 4 の(1)に掲げる学校及び(2)に掲げる養成所の卒業証明書（平成15年 3 月卒業見込者にあっては、卒業見込証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者が、平成15年3月12日（水）までに（郵送の場合は、同日までの消印のあるもの。）卒業証明書を茨城県保健福祉部厚生指導課あて提出しないときは、当該試験は無効とする。

- (3) 4の(3)に該当する者にあつては、当該試験を受けることができる者であることを証する書類
- (4) 4の(4)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- (5) 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。）2枚（うち1枚は受験願書にはり付けること。）
- (6) 受験手数料
 - ア 受験手数料は、36,000円に相当する茨城県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書にはり付けて納入すること。
 - イ 受験願書受理後は、受験手数料は返還しない。

6 試験科目

- (1) 学説試験 歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学
歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，関係法規
- (2) 実地試験 歯科技工実技

7 受験票の交付

受験願書を受理したときは、直接又は学校（養成所）長を経由して、受験者に受験票を交付する。

8 合格発表

合格者については、平成15年3月14日（金）午前10時茨城県保健福祉部厚生指導課内に掲示する。

9 その他

- (1) 試験当日持参するもの
 - ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 上履き エ 白衣（実地試験のみ）
- (2) 不明な点がある場合は、茨城県保健福祉部厚生指導課に問い合わせること。
電話 029—301—3151

受 験 番 号

*

茨城県収入証紙貼付

(消印しないこと)

36,000円

写 真

縦：6センチメートル

横：4センチメートル

(白黒・カラー

どちらでも可)

歯科技工士試験受験願書

歯科技工士試験を受けたく申請します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日撮影

本籍 (県名又は国籍)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生 年 月 日 年 月 日生

茨城県知事 橋 本 昌 殿

履 歴 書	学 歴 (最 終)	年 月
	専 門 学 校 (養 成 所) 名	年 月
	職 歴	
	賞 罰	
	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印	

(注) 1 *印のところは記入しないこと。

~~~~~

## ●地籍調査の成果認証

日立市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 日立市                                           |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                      |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 日立市宮田町の一部<br>平成13年 7 月11日から<br>平成14年 2 月26日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成14年12月10日                                   |

## ●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

岩間都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                       | 場 所                       | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                          |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年 1 月15日<br>午後 2 時00分 | 岩間町下郷5140<br>岩間町役場 2 階会議室 | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成15年 1 月 8 日（必着のこと）<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 岩間都市計画の変更案

## (1) 種類、種別、名称、位置、区域及び構造

| 種 類 | 種 別  | 名 称   |        | 位 置            |                |                |
|-----|------|-------|--------|----------------|----------------|----------------|
|     |      | 番 号   | 路 線 名  | 起 点            | 終 点            | 主な経過地          |
| 道路  | 幹線街路 | 3・4・2 | 駅東大通り線 | 岩間町大字<br>下郷字芝山 | 岩間町大字<br>押辺字上原 | 岩間町大字<br>吉岡字遊谷 |

| 区 域                                  | 構 造  |      |     |                          | 備 考 |
|--------------------------------------|------|------|-----|--------------------------|-----|
|                                      | 構造形式 | 車線の数 | 幅員  | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |     |
| 約1,420m                              | 地表式  | 2車線  | 20m | 幹線街路と平面交差<br>2箇所         |     |
| なお、岩間町大字下郷字芝山地内に約3,900㎡の駅東口交通広場を設ける。 |      |      |     |                          |     |

## (2) 変更する内容

都市計画道路の延伸に伴う位置、区域、構造及び路線名の変更

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

岩間町 大字吉岡字大谷原、字小谷原及び字遊谷の各一部

大字土師字向原の一部

大字押辺字境松及び字上原の各一部

## (4) 案の作成理由

岩間町は、町のほぼ中央に位置するJR常磐線岩間駅を中心に住居系用途地域が広がっており、駅の西側には商店街や事業所等の混在する市街地が形成されている一方で、駅の東側は基盤施設が未整備なため、未だ都市的土地利用が図られることなく住宅地と農地等が混在している状況にあります。

町では、今後、駅東地区において、駅前広場や骨格となる都市計画道路などの道路網の整備を進めるとともに、合気神社周辺での地域文化交流のための拠点整備を図るなどして、市街地形成を促進することとしております。

駅東地区のシンボルロードとなる駅前通りについては、現在、駅と都市計画道路「日吉町・古市線」を結ぶ区間が都市計画道路「駅東口・吉岡線」として都市計画決定されておりますが、広域的な幹線道路との接続により駅へのアクセス性を強化し、計画的なまちづくりの促進を図るため、今回、本路線を国道355号バイパスまで延伸し、併せて名称を都市計画道路「駅東大通り線」とするよう都市計画を変更するものです。

## 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

## (1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4583)

## (2) 岩間町下郷5140

岩間町地域整備課

電話 0299 - 37 - 6611 (内線116)

別 掲

公 述 申 出 書

岩間都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

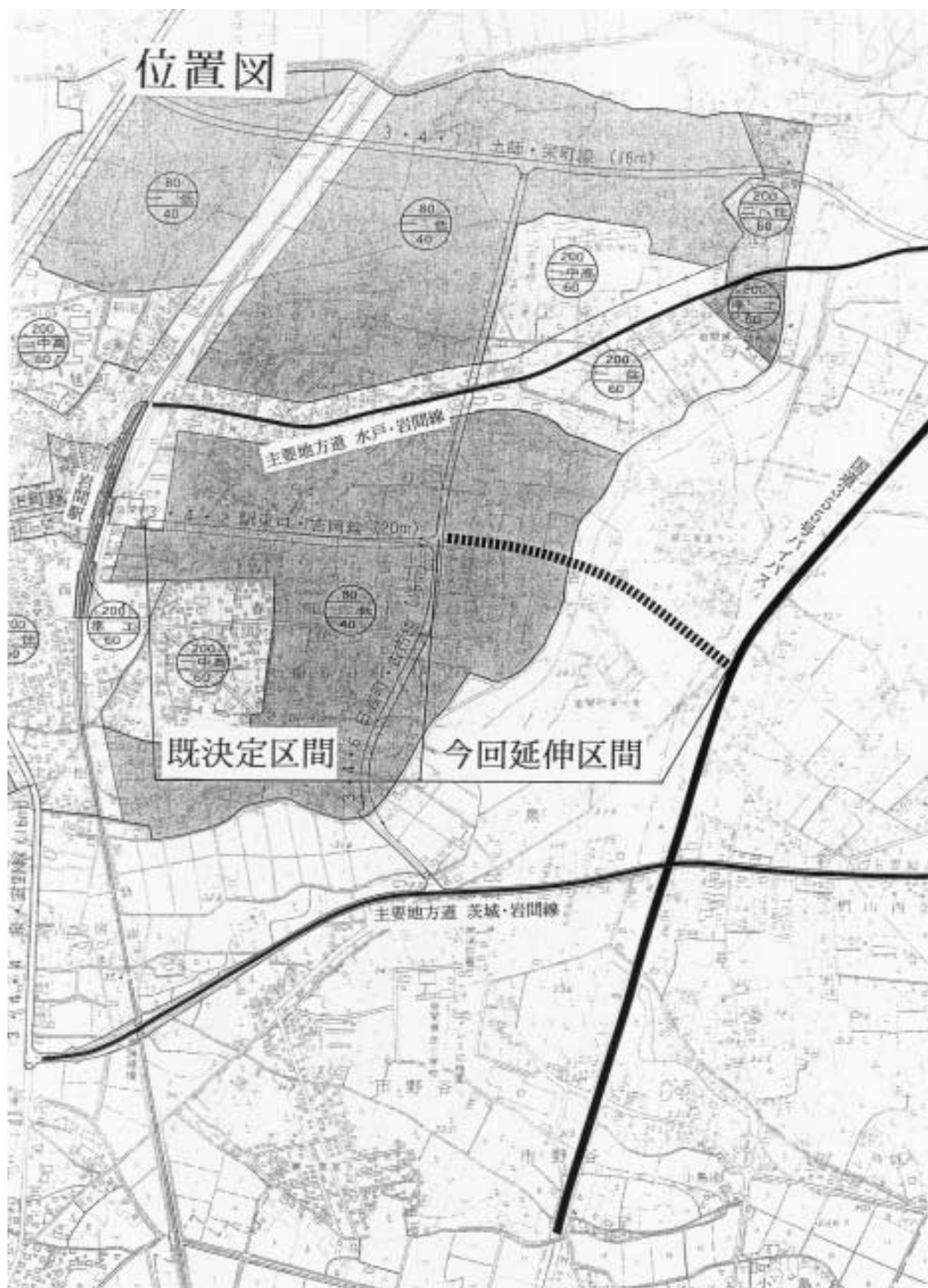
年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。



## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年12月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市南台二丁目18番

## 2 事業主の住所及び氏名

大阪府豊中市新千里西町一丁目一番四号

パナホーム株式会社

代表取締役 田 尻 勝 彦

---

## 訓 令

---

(議 会 事 務 局)

## ●茨城県議会訓令第 2 号

茨城県議会請願陳情取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年12月19日

茨城県議会議長 香 取 衛

茨城県議会請願陳情取扱規程の一部を改正する訓令

茨城県議会請願陳情取扱規程（昭和46年茨城県議会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を次のように改める。

- 3 議事課長は、採択、不採択又は議決不要と決定した請願については請願審査結果通知書（様式第 7 号）を、継続審査と決定した請願については請願継続審査通知書（様式第 8 号）を、審議未了となった請願については請願審議未了通知書（様式第 9 号）を請願者に対し送付しなければならない。

第 8 条第 3 項中「この場合において、議事課長は、陳情書参考送付一覧表（様式第10号）を作成し、議員に配布するものとする」を「ただし、議長がその内容を適当でないと認めるものについては、この限りではない」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項本文の場合において、議事課長は、陳情書参考送付一覧表（様式第11号）を作成し、議員に配布するものとする。

様式第 8 号を様式第 9 号とし、様式第 9 号を様式第10号とし、様式第10号を様式第11号とする。

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号（請願継続審査通知書）

年 月 日

殿

茨城県議会議長

請 願 継 続 審 査 通 知 書

さきに、貴殿外 名から提出された下記の請願は、 年 第 回定例会において継続審査となつたので、次回定例会で審査されます。

記

に関する請願

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)